

令和 8 年度
海外出願支援事業
第 2 回公募要領

令和 8 年 7 月

公益財団法人やまなし産業支援機構

令和8年度海外出願支援事業 公募要領

1. 趣旨

優れた技術や製品等を有し、かつ、それらを海外において戦略的に広く活用しようとする山梨県内中小企業者が行う外国への特許出願等を支援するため、出願に要する経費の一部を助成します。

2. 申請対象者

- 山梨県内に主たる事業所を有する中小企業者（個人事業者、事業協同組合等含む）

※中小企業者とは、以下のいずれかに該当する者とする。

- （１）山梨県内に事業所を有し、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者
- （２）複数の企業で構成されるグループであって、山梨県内に事業所を有する中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むもの
- （３）商標法（昭和34年4月13日法律第127号）第7条の2に規定する「地域団体商標」に係わる外国特許庁への商標出願については、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及びNPO法人

- ・中小企業支援法第2条に規定する中小企業者

製造業、建設業、運輸業等	資本金3億円以下 又は従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下 又は従業員100人以下
サービス業	資本金5,000万円以下 又は従業員100人以下
小売業	資本金5,000万円以下 又は従業員50人以下

ただし、以上の中小企業者のうちみなし大企業（※）は除くものとする。

（※）みなし大企業とは、以下（ア）～（オ）に該当する企業をいう。

（ア）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等

（イ）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等

（ウ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

（エ）資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等

（オ）間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

- 本公募や本事業における各種申請（本応募申請書、報告書、各種届出等）について、その作成等を行政書士又は行政書士法人以外の者が、他人の依頼を受け報酬を得て代理することは行政書士法第19条のとおり行うことはできません。

- 経済産業省におけるEBPM（※）に関する取組に協力すること

（※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づ

くものことです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。

3. 助成対象となる特許出願等

- (1) 外国特許庁への出願（特許、実用新案、意匠、抜け駆け対策商標を含む商標）が対象となります。
- (2) 外国特許庁への出願に要した費用の補助となります。
- (3) 当事業への申請段階において、日本国特許庁に特許、実用新案、意匠、商標の出願をしていることが条件となります（意匠については、出願が無くても状況により対象となるケースがあります）。
- (4) 日本国特許庁に出願していない特許、実用新案、意匠、商標の出願は内容が類似のものであっても対象となりません。
- (5) 外国出願の基礎とする国内出願と予定している外国出願が、共に申請者である中小企業者等の名義である案件が対象となります（国内出願名義が社長名等である場合は、国内出願名義について原則申請時までには中小企業者等名義に変更しておく必要があります）
- (6) 交付決定日以降、令和 9 年 1 月末日までに外国特許庁への出願（または指定国への国内移行）と全ての支払いが完了するものに限ります。

【対象となる案件の具体例について】

対象案件：

応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後、年度内に優先権を主張して外国へ出願を行う予定の案件（商標については優先権がない案件も可）。

案件種別ごとの詳しい出願方法は以下のとおりです。

<特許・実用新案>

- ・既に日本国特許庁対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みの P C T 国際出願を含む）を、採択後に優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。
- ・既に日本国特許庁対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みの P C T 国際出願を含む）を優先権主張する P C T 国際出願を、採択後に国内段階に移行する案件。
- ・日本国特許庁対して行った特許出願又は実用新案出願を優先権主張していない P C T 国際出願（ダイレクト P C T 含む）を、採択後に国内段階に移行する案件。ただし、日本に国内移行予定又は移行済みの P C T 国際出願に限る。

<意匠>

- ・既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後に優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。
- ・既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後に優先権を主張してハーグ出願を行う案件。
- ・採択後に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を優先権主張せずにハーグ出願を行う案件。ただし、ハーグ出願時に日本を指定締約国に含めるものに限る。

＜商標（抜け駆け対策商標）＞

・既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後に外国特許庁に対して出願を行う案件。
ただし、優先権を主張しない場合は、別に定めた出願の範囲に限る(※)。

・既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後にマドプロ出願（事後指定を含む）を行う案件。

(※)実施要領第4条第1項第2号（ア）に基づき行う優先権主張を伴わない商標登録出願については、日本国内に先行登録のない商標であり、かつ以下の1.から5.のいずれかにあてはまる外国出願とする。また2.から4.の範囲内で変更し外国出願を行う商標については、すでに使用している商標又は具体的に使用予定がある商標に限る。

1. 「基礎となる国内出願」と同一内容で行う外国出願。

2. 「基礎となる国内出願」と同一内容の指定商品・指定役務であり、商標（標章）を下の範囲内で変更し行う外国出願。

・文字を使用実態に合わせてフォントを変更

・文字を使用実態に合わせて縦書きを横書きにする等の変更

・文字を使用実態に合わせて図案化した商標に変更

・日本語の商標を英語又は出願予定国の言語に翻訳

・日本語の商標を英語又は出願予定国の言語に翻訳した構成要素を追加

・日本語の商標の音表をローマ字又は出願予定国の文字に変更

・日本語の商標の音表をローマ字又は出願予定国の文字に変更した構成要素を追加

・図形、記号、結合商標を使用実態に合わせた商標に変更

・使用実態に合わせて商標の色彩を変更

・使用実態に合わせて商標の構成要素の一部を削除

3. 「基礎となる国内出願」と同一の商標（標章）であり、指定商品・指定役務を以下の範囲内で変更し行う外国出願。

・指定商品・指定役務の一部を削除

・出願予定国の法令に合わせて指定商品・指定役務を変更

・出願予定国の法令に合わせて指定商品・指定役務の区分を変更

・類似群コードに基づき指定商品・指定役務を変更

4. 「基礎となる国内出願」から、商標（標章）及び指定商品・指定役務を前項2. 3. の範囲内で変更し行う外国出願。

5. 複数の「基礎となる国内出願」を1つにまとめて、1. から4. の範囲内で行う外国出願。

なお、申請にあたっては、外国へ出願予定の商標について日本国内の先行登録調査の結果等を提出すると共に、2. から4. の範囲内で変更し外国出願を行う商標については、当該商標の使用実態又は具体的な使用予定が確認できる書類を提出すること。

4. 助成対象期間

助成金交付決定日から令和9年1月末日までに実施する事業部分を助成対象とします。

5. 助成対象経費

経費区分	内 容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費

※1 複数国への外国特許出願等に要する経費も助成対象となります。出願時期は、交付決定日から令和9年1月末日の範囲内であれば時期が異なっても問題ありません。

- ※2 共同出願の場合は、出願に関する中小企業の持ち分比率に応じた経費のみが助成対象となります。ただし、実際に中小企業者等が出願時に負担している費用額を超えた額を助成対象経費とすることはできません。
- ※3 助成対象経費のうち、交付決定日から令和9年1月末日までの間に契約等をし、かつ支出した経費が助成対象となります。交付決定日前に要した経費は助成対象となりません。
- ※4 日本国内における消費税及び地方消費税は助成対象となりません。
- ※5 先行技術調査に係る経費、日本国特許庁への出願に関する経費、PCT出願に要する経費等は対象となりません。
例えば、国内出願に要する経費（印紙代、代理人費用等）、PCT出願に要する経費（国際出願手数料、取扱手数料、調査手数料・送付手数料、優先権証明書発行にかかる経費、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等）は対象となりません。

6. 助成率及び助成限度額

（1）助成率

助成対象経費の1／2以内

（2）助成限度額

1 企業に対する助成金の上限額300万円

1 申請案件あたりの助成上限額

特許：150万円 実用新案・意匠・商標：60万円 抜け駆け対策商標：30万円

7. 助成金交付案件の採択基準

企業の選定にあたっては、以下（1）～（3）の事項を中心に審査し決定します。

- （1）知的財産の観点からの技術評価（権利取得の可能性等）
- （2）知的財産を活用した事業展開評価（計画性、市場性、成長性、実現性等）
- （3）遂行能力（取組体制、資金力等）

なお、過去に中小企業外国出願支援事業の採択を受けた企業については、経済産業省で定める「中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領」第23条に規定する、状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）の協力を行っていることが選定において必須となります。

また、申請者が以下に該当する場合はそれぞれ政策加点措置を行います。

- ・地域未来牽引企業に選定されている企業
- ・新規利用者
- ・賃上げを実施している企業（申請後1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、2.5%以上増加）**※1**
- ・ワーク・ライフ・バランス推進企業**※2**

※1 「賃上げを実施している企業」に対する加点措置の補足説明

●「事業年度」と「暦年」の対象期間について（以下、例参照）、申請者は、「事業年度」か「暦年」かどちらかを選択し、賃上げを実施してください。

○「事業年度」を選択した場合について

- ・4月～3月を事業年度とする事業者が、令和8年6月に申請する場合・・・事業年度令和8年4月～令和9年3月が賃上げ対象期間となります。

○「暦年」を選択した場合について

- ・令和8年1月～令和8年12月（事業者ごとに変動しない）

●加点措置を希望する場合は、従業員への賃金引上げ計画の表明書の提出により加点します。

●本事業が採択された場合、賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認書類として、法人事業概況説明書（写し）【事業年度を選択した場合】又は給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）【暦年を選択した場合】の提出が必要です。

●なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能となります。

●賃上げが2.5％に満たない場合は、理由書の提出が必要です。

●なお、賃上げ実績を確認した結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書の「留意事項」を確認ください。

※2 「ワーク・ライフ・バランス推進企業」に対する加点措置の補足説明

以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出した場合に審査時の加点措置を行うこととします。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
- ② 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ③ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）
- ④ 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ⑤ 青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

8. 審査について

審査は、事務局において申請書類審査の他、申請者によるプレゼンテーション（非公開）により実施します。

審査結果は郵送により通知します。

9. 申請期間、申請方法等について

- (1) 申請受付期間：令和8年8月3日（月）～9月4日（金）17時まで
- (2) 申請方法：2通りの申請方法があり、選択することができます。

1. 補助金の電子申請システム、jGrants を利用した申請（メールや郵送との併用が必要）

以下の「手順」の(1)～(5)に従い、手続きを行ってください。

「手順」(1)～(5)をすべて終了した時点で、受付完了とします。

※ 補助金申請システム、jGrants を利用した申請についての留意事項

- ・「jGrants」は経済産業省が運営する補助金の電子申請システムです。オンラインで申請状況や処理状況が把握できるのに加え、オンライン上で書類のやり取りが可能となります。
- ・本補助金については、機密保持の内容を含む書類の提出があるため、メールまたは郵送と併用する必要がありますのでご注意ください。※jGrants のみの申請では受付完了とはなりません。
- ・使用には認証システム「G ビズ I D」を取得する必要があります。G ビズ I D の取得には 2 ～ 3 週間程度の審査期間が必要となりますので、早めの取得をお願いします。
- ・「jGrants」の利用方法や操作方法などについては、以下リンク先の jGrants ホームページ（以下リンク先参照）をご確認ください。

★jGrants ホームページ： <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

2. jGrants を利用しない申請（メールまたは郵送）

「手順」(3)～(5)を終了した時点で、受付完了とします。

「手順」

（jGrants を使用して申請する場合のみ）

- (1) G ビズ I D を取得する。（既に法人等で I D を取得している場合は省略）

※ I D の取得に 2 ～ 3 週間程度かかりますので、早めの取得をお願いします。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

- (2) G ビズ I D でログインし申請様式をダウンロードする。

補助金検索から「【山梨県】令和 8 年度_中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）」を選択し、申請書をダウンロードする。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/search>

（jGrants 使用の有無にかかわらず共通）

- (3) 申請に必要な書類一式を作成

様式は、やまなし産業支援機構（以下、支援機構という）HP よりダウンロードしてください。

（jGrants の場合は(2)参照）

<https://www.yiso.or.jp/subsidy/patent.html>

- ①間接補助金交付申請書〔様式第 1－1〕又は〔様式第 1－2〕

（協力承諾書〔様式第 1－1 の別紙〕又は〔様式第 1－2 の別紙〕を含む）

- ②添付書類一式（以下、添付書類の表を参照）

- ③賃上げを実施している企業として加点措置を受ける場合の必要書類等（以下、必要書類等を参照）

- ④チェックリスト（支援機構HP参照）

<添付書類一式>

		法人	個人 事業者	事業協同 組合等	商工会・商 工会議所	NPO 法人
1	登記簿謄本の写し	○			○	○
	住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し		○			
	定款の写し			○		
2	会社の事業概要（個人は事業者の概要） パンフレットによる代用可	○	○			
	組合員名簿			○		
3	役員等名簿【様式第1-1の別添又は様式第1-2の別添参照】	○	○	○	○	○
4	直近2期分の決算報告書	○		○	○	○
	直近2期分の確定申告書（収支内訳書含む）又は青色決算報告書の写し		○			
5	外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類	○	○	○	○	○
6	外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し ※見積書等の写しは現地代理人費用の支出予定先を明記が必要	○	○	○	○	○
7	外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画 （自己資金・借入金・補助金等）【資金計画表の様式参考】	○	○	○	○	○
8	先行・類似調査等の結果 ※調査結果の他、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載 ※PCT出願における国際調査が実施されている場合は、その報告書の写し	○	○	○	○	○
9	外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し	○	○	○	○	○

※詳細は申請書様式の添付書類内容を参照。

<賃上げを実施している企業として加点措置を受ける場合の必要書類等>

上記の申請に必要な書類と合わせて、以下の該当する様式にて、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出してください。

【中小企業等】の場合

別紙1（表明書）

※「賃上げを実施している企業」として加点措置を受けられない場合は、提出不要です。

(4) 申請書のドラフト版をメールで送付

原本を提出する前に、申請書〔様式第1－1〕又は〔様式第1－2〕のWord版を次のアドレスまでご送付ください。

送付先アドレス：info@yiso.or.jp

件名：【令和 8 年度海外支援事業】申請書ドラフト版の送付について（種別・件数）

※種別・・・特許、実用新案、意匠、商標、抜け駆け対策商標のいずれかを記入

(5) 申請書及び添付書類等の**原本を 1 部提出**

(4)で送付した申請書について、支援機構より確認完了の連絡があり次第、**チェックリストと申請書類一式をメールまたは郵送**ください。（jGrants で申請する場合は、そちらでも申請してください。また、複数案件を申請する場合は、その案件数だけ同じプロセスを行ってください。）

＜提出先＞ 郵送の場合は令和 8 年 9 月 4 日（金）必着

〒400-0055 山梨県甲府市大津町 2 1 9 2－8 アイメッセ山梨 3 F

やまなし産業支援機構 新産業創造部 新市場開拓課

＜窓口受付時間＞午前 9 時～午後 5 時（土日祝は除く）

(3) 申請に伴う留意事項

- ・受付期限後の申請書類の追加修正はお受けできませんので、なるべく余裕を持って申請書を提出してください。なお、申請書類は返却しません。
- ・政策加点の「賃上げを実施している企業」として加点を受けたい企業は、申請書と合わせて、従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙 1）を提出してください。

10. 助成金の交付時期

助成金の交付時期は、事業完了後になります。

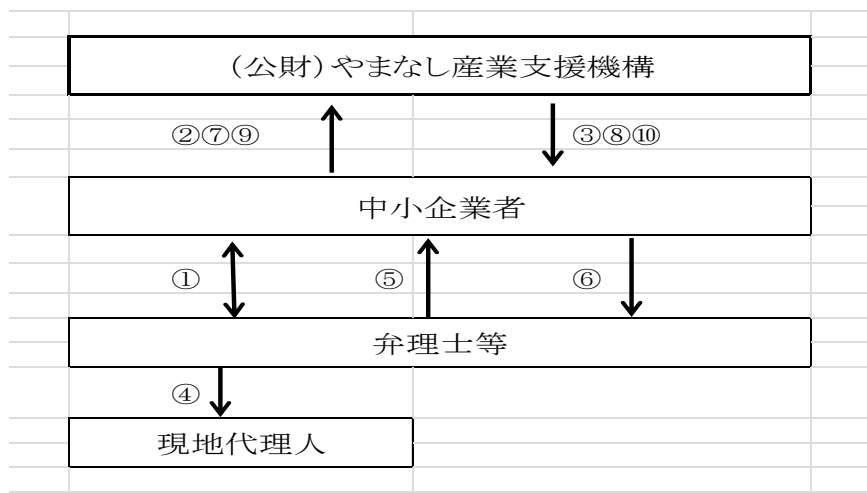
11. 事業の流れについて

具体的な事業の流れは次のとおりです。

◆申請時に、弁理士等が中小企業者の申請事務に協力する「協力承諾書」が必要となります。

【手 順】

- ①協力承諾書により中小企業者と弁理士等間で協力関係を構築
- ②中小企業者から支援機構へ助成金を申請
- ③支援機構が採択企業に対し交付決定
 - ＜ 弁理士等が外国出願 ＞
- ④弁理士等が現地代理人からの請求書に基づき、外国出願経費を支払い
- ⑤弁理士等が中小企業者へ外国出願経費を請求
- ⑥中小企業者が請求書に基づき外国出願経費を弁理士等に支払い
- ⑦中小企業者が支援機構へ実績報告書等を提供
- ⑧支援機構が実績報告書等の確認により、中小企業者へ支払う助成金額を確定
- ⑨額の確定後、中小企業者が支援機構へ助成金請求書を提出
- ⑩支援機構が助成金請求書に基づき助成金(外国出願経費の 1/2 以内)を支払い



1 2. 実績(出願完了)報告書等の提出について

- (1) 事業終了後、30日を経過した日または令和9年2月12日(金)のいずれか早い日までに、実績報告書、出願の詳細がわかる書類の写し、経費の支出根拠となる書類の写しを提出していただきます。
- (2) 支援機構は実績報告書および添付書類について、書類審査および必要に応じて現地調査を行います。その結果、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき助成金の額を確定し通知書をもって通知します。助成の対象外である出願等と認められた場合、事業の対象外経費が含まれていた場合、出願の詳細がわかる書類および経費の支出根拠となる書類に不備が認められた場合は、助成額の全額または一部が対象外となります。
- (3) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存していただきます。(国が実施する会計検査の対象となります。)
- (4) 政策加点の「賃上げを実施している企業」として加点を受けた企業については、賃上げ実施に係る確認書類として、法人事業概要説明書【事業年度を選択した場合】又は給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表【暦年を選択した場合】を提出してください。また、税理士又は公認会計士等の第三者により、同等の賃上げ実績を確認することができる書類でも代用可能です。
なお、賃上げを実行したが、基準(給与総額 2.5%以上の増加)に達していない場合は、理由書(様式は任意)の提出が必要となります。

1 3. その他

- (1) 本事業に係る他の行政機関(国、県、市町村、公益法人)からの補助金の交付を受けている又は交付申請中の場合、本事業の助成の対象外とします。
- (2) INPIT 外国出願補助金と同一案件での併願(重複)申請はできません。
- (3) 申請書などに含まれる個人情報、当該事業の選考、選考結果の通知および連絡などに使用します。また、交付決定後は申請者名、事業対象事業名を公表させていただきます。
本事業による支援を得て海外へ出願を行った事例については、助成対象事業者の了解を得たうえで、中小企業者に情報提供させていただき中小企業者における外国出願支援策定等に役立てるものとしします。
- (4) 助成対象事業者は、随時、活動状況報告をしていただきます。

- (5) 補助事業完了後、当財団及び国が行う状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）へのご協力が必要となります。
- (6) 申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。

【お問合せ先・書類提出先】

公益財団法人 やまなし産業支援機構

住所：〒400-0055

山梨県甲府市大津町2192-8

担当：新市場開拓課

電話：055-242-6390 FAX：055-243-1890